

同志社女子大学現代社会学会奨学金応募要領（2020年度）

〔目的〕

本学会の学生会員で経済的援助を必要とする学力・人物ともに優秀な者に対し、願い出により奨学金を支給して、その学業の達成を助ける。

〔出願資格〕

本学会の学生会員

ただし、在学期間が4年を超える者には出願資格はない。この年数には休学期間は含まない。

〔支給対象〕

50名

〔支給額〕

1名につき、5万円を支給する。但し返還の義務はない。

〔出願書類〕

1. 「同志社女子大学現代社会学会奨学金給付願」

上記よりダウンロードし、各自印刷して提出する。

必ず出願者本人が記入するものとする。

「家族及び所得」欄は、同一家計の家族全員を記入する。

2. 「所得証明書類」

別紙「奨学金 申込手引き」をダウンロードして参照の上、

該当する書類をすべて揃える。

〔願書配布期間〕

2020年9月25日（金）～

〔願書提出先〕

学生支援課

〔願書提出締切日〕

2020年10月14日（水）厳守

なお、願書類提出の際、記入内容について聴取確認することがあるので、各自家庭事情などを把握しておく。

〔選考方法〕

書類選考により決定する。

〔採否の決定〕

合格者のみ文書をもって通知する（11月下旬の予定）。

同志社女子大学現代社会学会奨学金規程

第1条 現代社会学会の学生会員を対象とし、学力・人物ともに優秀で、経済的理由のため就学困難な者に対して、願い出により奨学金を支給して、その学業の達成を助ける。

第2条 この奨学金は現代社会学会の財源をもってこれにあてる。

第3条 奨学金の額は、学部学生1人につき年額5万円とし、人数は50名程度とする。

2 本奨学金について返還の義務はない。

第4条 本奨学金の奨学生は現代社会学会運営委員会で決定する。

第5条 本規程運営の事務は現代社会学会事務局の所管とする。

第6条 本規程の実施について必要な事項は別に現代社会学会運営委員会が細則を設ける。

第7条 本規程の改廃は、現代社会学会運営委員会の議を経て、総会で決定する。

附則

1. 本規程は、2002年6月26日から施行する。
2. 2003年7月2日に一部改正。
3. 2011年9月22日に一部改正。
4. 2013年6月26日に一部改正。
5. 2015年6月24日に一部改正。
6. 2016年6月22日に一部改正。
7. 2020年6月25日に一部改正。